

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第139号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

令和7年9月10日付で児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)等が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)における虐待行為が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10第1項各号等に掲げる行為とされたことを受け、大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても同府令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の根拠となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の規定が改正されたため

3 改正内容

・虐待行為を規定した箇所の改正

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定した。

4 施行期日

公布の日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。